

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組む公共交通事業者を支援するとともに、市民が安心して公共交通を利用できるよう車内の衛生的な環境を確保するため、公共交通事業者に対して、予算の範囲内において鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象となる事業者は、次に定める事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有し、市内を運行する路線がある事業者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有し、市内を営業区域としている事業者（以下「タクシー事業者」という。）
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業者のうち、同事業者が保有する鉄道線路の過半数が鎌倉市内に敷設されている事業者（以下「鉄道事業者」という。）

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年4月1日から令和3年3月1日までの間に実施する新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資する物品の購入及び作業（補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の者に委託し、申請者が当該委託に係る経費を支出した作業に限る。）を行う事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業の実施に要した経費とする。ただし、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 路線バス事業者にあつては、令和2年10月1日現在において市内の営業所で保有する路線バス車両数（令和2年10月2日から令和3年3月1日までの間の購入による保有車両がある場合は、当該車両数を加えた車両数）に20,000円を乗じて得た額
- (2) タクシー事業者にあつては、令和2年10月1日現在において市内の営業所で保有するタクシー車両数（令和2年10月2日から令和3年3月1日までの間の購入による保有車両がある場合は、当該車両数を加えた車両数）に10,000円を乗じて得た額
- (3) 鉄道事業者にあつては、令和2年10月1日現在において保有する旅客用鉄道車両数（令和2年10月2日から令和3年3月1日までの間の購入による保有車両がある場合は、当該車両数を加えた車両数）に20,000円を乗じて得た額

2 同一の事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。ただし、第8条の規定による変更の承認を受けた場合を除く。

(補助金の申請)

第5条 申請者は、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補

助金申請書（第1号様式）を、令和3年3月1日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 路線バス事業者及びタクシー事業者にあつては、営業所の所在を確認できる書類
 - (4) 路線バス事業者にあつては、営業所で保有する路線バスの車両数を確認できる書類
 - (5) タクシー事業者にあつては、営業所で保有するタクシーの車両数を確認できる書類
 - (6) 路線バス事業者にあつては市内を運行する路線を有することを、タクシー事業者にあつては市内を営業区域としていることを確認できる書類
 - (7) 鉄道事業者にあつては、保有する旅客用鉄道車両の車両数及び事業の用に供する鉄道線路の過半数が鎌倉市内に敷設されていることを確認できる書類
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、補助金の交付について適否を審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、市長は、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付決定を行った後、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金交付決定を受けた申請者は、当該決定を受けた後において、当該補助事業の事業内容等を変更する場合、軽微な変更を除き、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更の承認について適否を審査するものとする。

- 3 前項の審査の結果、市長は、変更を承認することが適当と認めるときは、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業変更承認決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、令和3年3月25日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金額確定通知書(第6号様式)により補助金交付決定を受けた申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額について返還することを命ずるものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を決定した申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他、市長が決定したとき。

(暴力団等)

第13条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(報告等)

第14条 市長は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、申請者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(この要綱の執行)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定により行われた申請に係る補助金については、第7条から第14条までの規定は、同日後においてもなおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金申請書

年 月 日					
(宛先) 鎌倉市長					
申請者 _____ 事業所所在地 _____ 社名等 _____ 代表者氏名 _____ (印) 連絡先 _____					
鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金について、 次のとおり申請します。					
補助事業の目的及び内容					
営業所の所在地 ※鉄道事業者の場合は記載不要					
補助事業の実施に要する経費				円	
営業所で保有する路線バスの車両数（路線バス事業者）				台	
営業所で保有するタクシーの車両数（タクシー事業者）				台	
保有する旅客用鉄道車両の車両数（鉄道事業者）				両	
交付申請額				円	
事業期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで				
振込希望 金融機関	金融機関名 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	種別及び口座番号 ※該当の種別にマル印を付けてください。		口座名義 ※カタカナでご記入願います。
	()	()	普通 当座		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 営業所の所在を確認できる書類（路線バス事業者及びタクシー事業者） <input type="checkbox"/> 営業所で保有する路線バスの車両数を確認できる書類（路線バス事業者） <input type="checkbox"/> 営業所で保有するタクシーの車両数を確認できる書類（タクシー事業者） <input type="checkbox"/> 保有する旅客用鉄道車両の車両数を確認できる書類（鉄道事業者） <input type="checkbox"/> 市内を運行する路線を有することを確認できる書類（路線バス事業者） <input type="checkbox"/> 市内を営業区域としていることを確認できる書類（タクシー事業者） <input type="checkbox"/> 事業の用に供する鉄道線路の過半数が鎌倉市内に敷設されていることを確認できる書類（鉄道事業者） <input type="checkbox"/> その他 ()				

第2号様式（第6条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金交付決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 ㊟	
年 月 日に申請がありました鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由)
補助事業の内容	
補助金額	円

第3号様式（第8条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業変更承認申請書

年 月 日		
(宛先) 鎌倉市長		
申請者 _____		
事業所所在地 _____		
社名等 _____		
代表者氏名 _____ (印)		
連絡先 _____		
年 月 日に申請した鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業について、次のとおり変更したいので申請します。		
事業内容	変更前	変更後
理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更事業計画書 <input type="checkbox"/> 変更収支予算書 <input type="checkbox"/>	

第4号様式（第8条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業変更承認決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 ㊟	
年 月 日に申請がありました鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業変更承認申請について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません (理由)
変更承認後の補助事業の内容	
変更承認後の補助金額	円
既に交付決定済の補助金額	円
差額	円

第5号様式（第9条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業実績報告書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
申請者 _____ 事業所所在地 _____ 社名等 _____ 代表者氏名 _____ (印) 連絡先 _____	
年 月 日に申請した鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業について、次のとおり報告します。	
事業費	円
補助金交付決定額	
事業完了年月日	年 月 日
実績の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 令和2年10月2日から令和3年3月1日までの間の購入による車両の保有を確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他 ()

第6号様式（第10条関係）

鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日

様

鎌倉市長

㊟

年 月 日付けで交付決定した鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金については、年 月 日付けで報告があった鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業実績報告に基づき、次のとおり額を確定したので通知します。

確定額 円